

●日本学術会議の運営に関する内規

〔平成17年10月4日〕
日本学術会議第1回幹事会決定

最終改正 平成23年 9月 1日日本学術会議第133回幹事会決定

(略)

(提言及び報告の手続)

第3条 部、委員会又は分科会が提言及び報告を発表する場合、幹事会の承認を得なければならない。ただし、会長、副会長及び各部の役員のすべてが委員となることとされている委員会については、この限りではない。

2 前項において、分科会の提言及び報告の案については、その分科会が置かれる委員会の承認を得て、当該委員会の委員長が、幹事会に提出することとする。

3 地区会議は、科学者委員会に提言又は報告の案を提案することができる。

4 前項の案が幹事会において承認された場合は、地区会議が提案した旨を記載することとする。

(略)